

議 案 第 20 号

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

平成29年8月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

公営住宅法の改正に伴い、収入の申告が困難な入居者に対する家賃の決定方
法等を定めるとともに、条例で引用する同法等の条項を整備するため。

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例（昭和48年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が次条第1項の規定により収入の申告をすること及び第30条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する算定方法により算出した額とする。

第18条第1項中「の各号の」を「に掲げる」に改め、同項第1号中「第9条」を「第10条」に改め、同条第2項中「第9条」を「第10条」に改める。

第26条に次の1項を加える。

- 2 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第14条第1項の規定により収入の申告をすること及び第30条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第13条第3項の規定及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の家賃は、毎年度、当該収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する算定方法により算出した額とする。

第28条第1項中「及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第30条第1項中「第13条第1項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第33条中「第13条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第34条中「第13条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。